

# 海外購買者対応エージェントリスト事業実施要領

軽種馬海外流通促進協議会  
公益社団法人 日本軽種馬協会

## (趣旨)

第1条 この要領は軽種馬海外流通促進協議会（以下、協議会）および公益社団法人日本軽種馬協会（以下、協会）が、軽種馬海外流通促進事業（以下、事業）において、海外購買者による国内軽種馬市場への参加促進を目的として実施する海外購買者対応エージェントリスト（以下、リスト）事業に関する必要な事項を定めるものである。

## (リストの掲示)

第2条 リストは事業で運営する多言語サイト等に掲示し、国内の競走馬市場に興味を示した海外購買者が、必要に応じてリストから契約するエージェントを選択できるものとする。なお、海外購買者によるリストからのエージェント選択に際して、協議会および協会は一切関与しないものとする。

## (エージェントの公募)

第3条 協議会および協会は海外購買者への対応が可能なエージェントを公募し、応募したエージェントについて審査したうえで、登録を決定したエージェント（以下、登録エージェント）のみを掲載する。

## (エージェント登録要件)

第4条 登録エージェントは以下に該当するものとする。

- (1) 海外購買者のニーズに対応する語学力、競走馬市場に精通した知識、経験及び能力を有し、過去にエージェント、もしくは購買者本人として国内外いずれかの競走馬市場で購買経験がある者
- (2) 市場業務規程を遵守する者
- (3) 海外購買者との契約および提供役務について、エージェント本人がすべての責を負える者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）。

イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する団体等。

エ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する団体等

（登録申請）

第5条 エージェントの登録を受けようとする者は、必要事項を記載した申請兼誓約書（別紙様式1）および以下の書類を協議会もしくは協会に提出しなければならない。

（1）登記簿謄本のコピー

（2）市場取引実績記録（別紙様式2）

（エージェント登録審査専門部会）

第6条 エージェント登録の審査は、協議会長が指名する委員で構成される「エージェント登録審査専門部会」（以下、専門部会）で実施する。

（登録審査）

第7条 協議会長は第5条の規定による申請を受けたときは、専門部会を開催し登録審査を実施する。専門部会は申請者に対して第4条の登録要件について審査し、その結果については申請者に通知する。

（リスト掲載内容）

第8条 リストには登録エージェントに関する以下の項目を掲載することができる。

（1）エージェントの氏名（もしくは法人名）、代表者もしくは担当者（法人の場合）

（2）連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、ホームページ URL 等）

（3）提供役務内容（宿泊手配、交通手段確保、購買登録代行、購買候補馬選定サポート

セリ上げサポート、レポジトリー読影獣医師手配、保険手配、購買代金決済代行

国内繋養先手配、輸送・輸出手配、免税手続き代行など）

（4）対応可能言語

(登録の変更)

第9条 登録エージェントは、登録事項に変更があった場合には速やかに協議会もしくは協会に通知するものとする。

(登録エージェントと海外購買者との契約)

第10条 登録エージェントと海外購買者はその二者間で直接契約を交わすこととし、協議会および協会はその契約に一切関与しないものとする。このため、その契約および提供役務によって生じた紛争に関して協議会および協会は一切責任を負わないこととする。

(登録エージェントの除名およびリストからの削除)

第11条 登録エージェントが次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会および協会は登録エージェントを除名し、リストから削除することができる。

- (1) 軽種馬市場および軽種馬取引における不正行為、もしくは本事業の目的又は内容を逸脱した行為をしたと認められるとき
  - (2) 登録エージェントが個人の場合にあってはその死亡、法人の場合にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
  - (3) 登録エージェントから登録取消の申出があったとき
  - (4) 登録の申請又は変更の届出の内容に虚偽の記載が確認されたとき
2. 1の規程による除名および削除の決定については、専門部会で行う。
3. 1の規定により登録を取り消した場合にエージェントが被った損失については、協議会および協会は損害賠償を行わない。

附則 この要領は、令和6年4月1日から実施する。